

- 平成10年2月26日の衆議院予算委員会における高野政府委員（当時）の答弁は、平成10年4月に周辺事態安全確保法が国会に提出される前のものである。
- 平成9年当時のガイドラインでは、「日本のすべての行為は、その時々において適用のある国内法令に従う。」としていたとおり、周辺事態安全確保法が提出される前の様々な議論は、高野政府委員（当時）の答弁を含め、当然、これを前提としており、平成9年当時のガイドラインの「周辺事態」の概念も、周辺事態安全確保法の下で確定的なものとなり、それ以後、これまで一貫してきている。
- 5月28日の本委員会の質疑において、岸田外務大臣は、「現状の法律を前提として答弁した答弁、これは現状も維持されている、これも当然のことだと考えます。」旨答弁を行った。この趣旨は、新法の成立前は、現行法が適用され、同法の下での政府の立場は当然維持されるとの一般論を述べたものである。後藤委員が指摘された平成10年2月26日の高野政府委員（当時）の答弁は現行法提出前のものであり、5月28日に岸田外務大臣が維持されていると述べた「現状の法律を前提として答弁した答弁」には当たらない。
- 5月29日の本委員会の質疑において、岸田外務大臣は、平成10年2月26日の衆議院予算委員会における本件高野政府委員（当時）の答弁を含めた岡田委員（当時）とのやり取りを始め、国会での周辺事態に関する様々な議論を踏まえ、平成11年4月26日に政府統一見解（注）が明らかにされたと述べるとともに、「この中（同政府統一見解）で、「周辺事態」の定義における）我が国の平和及び安全の意味するところは、その性質上、軍事的な観点を始めとする種々の観点から見た概念であり、このようにしております。この政府見解は、現在も維持されていると考えます。」旨答弁を行った。周辺事態に関する政府の考えは、平成11年4月26日の政府統一見解で示されたことに尽きている。なお、「軍事的な波及」は、岡田委員が用いた表現であるが、政府としては、平成11年の同政府統一見解にあるとおり、「軍事的な観点」を用いてきている。

○以上のとおり、この両日の同大臣の答弁の間に何ら矛盾はない。

○なお、平成10年2月26日の衆議院予算委員会において、高野政府委員(当時)が御指摘の答弁を行った直後、岡田委員(当時)は「論理的な関係を認めることができない」として、改めてきちんとした政府としての見解を質し、小淵外務大臣(当時)の答弁を求めた。その上で、小淵大臣は、一連のやり取りを整理し、周辺事態について、日本の平和と安全に重要な影響を与える場合で、経済的のみならず軍事的な観点を含めて日本の平和と安全に重要な影響を及ぼす場合を言う旨答弁し、政府の考え方の趣旨を明確にした。

(注) 平成11年4月26日政府統一見解(「周辺事態について」)(抜粋)

1. 「周辺事態」とは、我が国周辺の地域における我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態であり、「我が国の平和及び安全」の意味するところは、その性質上、軍事的な観点を始めとする種々の観点から見た概念である。(略)

(了)